

改正

令和2年3月31日告示第71—2号

令和3年3月31日告示第72号

令和6年3月7日告示第47号

桜井市低入札価格調査制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、桜井市が発注する建設工事に係る入札について低入札価格調査を実施するために必要な事項を定め、もってダンピングの防止及び公共工事の適正な施行の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。)第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項(第167条の13により準用する場合を含む。)の規定に基づき落札者を決定するための調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を行う基準となる価格をいう。
- (3) 調査基準比較価格 調査基準価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額をいう。
- (4) 低価格入札者 調査基準比較価格を下回る入札を行った者をいう。
- (5) 評価値 桜井市総合評価落札方式(標準型・簡易型・特別簡易型)実施要領(平成21年5月桜井市告示第87号。以下「総合評価実施要領」という。)第12条に規定する評価値をいう。
- (6) 調査対象者 低価格入札者のうち最低の価格で入札した者(総合評価落札方式を適用する建設工事(以下「総合評価対象工事」という。)にあつては、評価値の最も高い者)をいう。

(対象工事)

第3条 低入札価格調査の対象となる工事は、次の各号に掲げる工事とする。

- (1) 総合評価対象工事(桜井市建設工事等請負業者選定審査会(以下「選定審査会」という。)が低入札価格調査に適さないと認めた工事は除く。)
- (2) その他選定審査会が必要と認めた工事

(調査基準価格の設定及び算定)

第4条 低入札価格調査制度対象工事には、調査基準価格を設定するものとする。

- 2 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、事業担当課長が算定するものとする。
- 3 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額(以下「調査基準比較価格」という。)に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。なお、調査基準比較価格は、千円未満を切り捨てた額とする。
 - (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

4 事業担当課長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず予定価格に10分の9.2を乗じて得た額と予定価格に10分の7.5を乗じて得た額の範囲内で、調査基準価格を算定することができる。

(入札参加者への通知)

第5条 市長は、次の各号に掲げる事項を公告するものとし、入札説明書及び入札通知書に記載するものとする。

- (1) 低入札価格調査制度を採用すること。
- (2) 調査基準価格を設定し、調査基準比較価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行い、入札者全員に対し後日結果の通知を行うこと。
- (3) 調査対象者は、最低価格入札者（総合評価対象工事にあつては、評価値の最も高い者）であっても落札者とならない場合があること。
- (4) 調査対象者は、開札日の翌日（桜井市の休日を定める条例（平成元年4月桜井市条例第16号）に定める休日を除く。）の午前9時から正午（以下「調査書類提出期限」という。）までに、第7条に定める書類を提出しなければならないが、提出がなかった場合は失格となること。
- (5) 調査対象者は、聞き取り調査及び資料の提出に協力しなければならないが、当該聞き取り調査及び資料の提出に応じない場合は失格となること。
- (6) 調査対象者との契約に係る前金払の額は、請負代金額の10分の2以内となること。
- (7) 調査対象者との契約に係る契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、請負代金額の10分の3以上となり、当該契約保証金を支払わない場合又は契約保証を受けられない場合は、契約は締結できないものであること。
- (8) 調査対象者と契約する場合には、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者を配置すること。
- (9) 調査対象者で契約者となった者は、下請金額に関わらず下請契約に係る契約書等の写し、施工体制台帳及び施工体系図を提出しなければならないこと。また、工事施工中及び工事完了後、施工体制台帳の内容等について調査やヒアリングを実施する場合があること。
- (10) 低入札価格調査時の積算内訳と工事完了後の実績を対比するため、調書を提出しなければならないこと。
- (11) 下請代金の不払及び支払期間が不適切でないか等を調査するため、調査やヒアリングを実施する場合があること。
- (12) 調査基準価格を下回る価格で単独又は特定建設工事共同企業体の一構成員として契約する場合において、当該者又は当該構成員の、桜井市が入札を行った工事における過去2ヵ年度（当該契約対象工事の発注年度を含まない。）の工事成績評定点の平均値（以下「工事成績評定点平均値」という。）が75点未満のときは、当該契約対象工事が完成し、かつ引渡し完了するまで新たな工事の入札に参加することができないこと。ただし、工事成績評定点の実績がない場合は75点以上とみなして扱うものとする。
- (13) 調査基準価格を下回る価格で単独又は特定建設工事共同企業体の一構成員として契約する場合において、工事成績評定点平均値が75点以上のときは、当該契約対象工事が完成し、かつ引渡し完了するまで新たな工事の入札において、調査基準価格を下回る価格で

の入札を行った場合は、落札者とししないこと。

(入札の執行)

第6条 市長は、入札の結果、調査基準比較価格を下回る入札が行われた場合は、調査書類提出期限内に次条に定める書類を提出させ、低入札価格調査を実施するものとする。なお、調査対象者が複数の場合は、くじ引により聞き取り調査を行う順位（落札候補者としての順位を兼ねる。）を決定するものとする。

(低入札価格調査の調査事項及び提出書類等)

第7条 低入札価格調査は、次の各号に掲げる事項について実施するものとし、実施方法はこの要領に定めるもののほか、桜井市低入札価格調査制度実施マニュアルに基づくものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳
- (3) 契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関係
- (4) 手持ち工事・資材・機械等の状況
- (5) 資材の購入先及び購入先と調査対象者の関係
- (6) 労務者の具体的供給見通し
- (7) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (8) 建設副産物等に関する事項
- (9) 資金繰表
- (10) 契約済み及び支払未完了工事一覧表
- (11) その他の必要な事項

2 低入札価格調査に係る提出書類は、市長が別に定めるものとする。

(低入札価格調査の実施)

第8条 低入札価格調査は、契約審査会が行う。

2 契約審査会は、都市建設部長を会長とし、上下水道部長及びまちづくり部長を副会長とし、管財契約課長、事業担当課長で構成する。ただし、会長に事故ある時は、副会長がその職務を代理する。

3 契約審査会の事務局は、管財契約課において行う。

4 市長は、調査対象者から提出のあった前条に定める書類を事前調査し、速やかに契約審査会に提出するものとする。

5 契約審査会は、市長から提出のあった書類に基づき速やかに低入札価格調査を実施する。

(低入札価格調査後の落札者の決定)

第9条 契約審査会は、調査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められる場合は、市長にその旨を報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、直ちに調査対象者に対して落札者と決定した旨を通知するとともに、その他の入札者全員に対して落札決定を行った旨を通知するものとする。

3 契約審査会は、調査の結果、調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合は、市長にその旨を報告するものとする。

4 市長は、前項の報告を受けたときは、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（総合評価対象工事にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者。以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札を行った場合は、第7条以降と同様の手続を行い、落札者を決定する。この場

合、複数の低価格入札者について並行して聞き取り調査を行うことができるものとする。

5 市長は、次順位者を落札者とした場合には、次の各号に掲げる通知を行うものとする。

(1) 当該落札者には、落札決定等の通知

(2) 調査対象者で落札者にならなかった者には、落札者とならなかった理由及びその他必要な事項の通知

(3) その他の入札者には、落札決定を行った旨の通知

(契約審査会による契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判定する基準)

第10条 契約審査会は、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当すると認められる場合（第1号から第5号までについては失格判断基準（別表）に該当する場合）は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、調査対象者（前条第4項ただし書の規定により、次順位者が低入札価格調査の対象となった場合の次順位者を含む。）を失格とする。

(1) 低入札価格調査に協力しない場合

(2) 設計仕様等に適合しない場合

(3) 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合

(4) 建設副産物の処理が適正でない場合

(5) 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合

(6) 前各号に規定するもののほか、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

2 契約審査会は、前項に規定する基準のほか、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準を定めることができる。

(低入札価格調査の結果の概要の公表)

第11条 市長は、低入札価格調査の結果の概要について、調査終了後、速やかに公表するものとする。

(低入札価格調査時の積算と工事完了後の実績対比調査等)

第12条 調査対象者で請負業者となった者（以下「請負業者」という。）は、工事完了後、速やかに低入札価格調査時の積算と工事完了後の実績とを対比する、市長が別に定める調書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認められる場合は、工事完了後速やかに、下請代金の支払や支払期間が不適切でないか等に関し、請負業者及び下請業者の双方から聞き取り調査を行うことができる。

3 市長は、前2項の調査等により必要と認められる場合は、請負業者に対して、適切な指導を行うものとする。この場合において、指導に従わないときは、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うとともに、契約審査会に報告し、必要があると認められる場合は内容を公表するものとする。

(1) 口頭による注意

(2) 文書による注意

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(要領の廃止)

2 桜井市低入札調査制度試行要領（平成20年7月桜井市告示第124号）は、廃止する。

別表（第10条関係）

失格判断基準

失格項目	細目	内容	
(1) 低入札価格調査に協力しない場合	ア 低入札調査資料の提出がない場合又は提出された低入札調査資料に不備がある場合	(ア)	桜井市低入札価格調査制度実施要領及び桜井市低入札価格調査実施マニュアルに定める提出書類（様式、添付資料及び根拠資料に関する一切の書類を指す。以下、この表において「低入札調査資料」という。）が、指定した期限までに提出されない場合。（提出書類が、一部分でも不足している場合を含む。）
		(イ)	低入札調査資料が提出されたものの、記載内容等に不備があり、聞き取り調査が実施できない状態である場合。（ただし、積算内容に影響しない軽微な不備（誤記、記載漏れその他これらに類するもので、低入札調査資料の提出者が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。）であって、聞き取り調査において是正された場合を除く。）
	イ 聞き取り調査に応じない場合	(ア)	聞き取り調査に応じない場合。（聞き取り調査実施日時に遅参した場合（ただし、公共交通機関の遅れに限っては、事前に連絡がありかつその証明がある場合を除く。）を含む。）
		(イ)	聞き取り調査に対し、提出された低入札調査資料に基づいた根拠のある説明ができない場合。
		(ウ)	聞き取り調査に対し、不適正・不誠実な言動があり、正常な調査が実施できない場合。
		(エ)	聞き取り調査に対し、配置予定技術者（監理（主任）技術者）が出席しない場合。
(2) 設計仕様書等に適合しない場合	ア 設計仕様書等の品質等を満足していない場合	(ア)	設計図書、仕様書で定める数量、工法及び施工条件を一部でも満足しておらず、適切な工事施工がなされないおそれがある場合。（入札前の質問回答で仕様変更を可能としている場合を除く。）

		(イ)	材料・製品について、設計図書、仕様書で定める品質・規格を一部でも満足しておらず、適切な工事施工がなされないおそれがある場合。(入札前の質問回答で仕様変更を可能としている場合を除く。)
	イ 工事現場及び周辺の地理的条件等を考慮していない場合	(ア)	工事の施工手順について、工事現場及び周辺の地理的条件等を考慮した計画になっていない場合
失格項目	細目	内容	
(3)積算内訳書の算出根拠が適正でない場合	ア 品質確保及び安全確保について、支障がある場合	(ア)	共通仮設費及びこれに相当する費用について、工事の品質確保及び安全確保を図るうえで通常計上すべき経費が、適正に計上されていない場合。 (手持ち資材を活用すること等により経費を削減できる内容を計数的に説明できる資料を添付している場合を除く。)
		(イ)	現場管理費及びこれに相当する費用について、工事の品質確保及び安全確保を図るうえで通常計上すべき経費が、適正に計上されていない場合。 (手持ち資材を活用すること等により経費を削減できる内容を計数的に説明できる資料を添付している場合を除く。)
		(ウ)	一般管理費等について、工事を実施するうえで通常計上すべき項目が、適正に計上されていない場合。(経費を削減できる内容を計数的に証明できる資料を添付している場合を除く。)
		(エ)	入札時に提出された見積根拠資料の「工種等の個々の金額」と、これに対応する積算内訳書(低入札調査資料)の「工種等の個々の金額」が合致していない場合。
	イ 法令違反や下請予定業者等へのし寄せがある場合	(ア)	労務単価が、法定最低賃金を下回っている場合。
		(調査対象工事の積算根拠とした下請予定業者、資

	合	イ)	材購入予定業者等の見積書（以下、この表において「下請見積書」という。）の内容及び徴収方法が、適正と認められない場合。
		ウ)	（下請見積書の「工種等の個々の金額の明細」が、これに対応する「内訳書に対する明細書」（低入札調査資料）の「工種等の個々の金額の明細」に正しく反映（同額以上を計上していること）されていない場合。
		エ)	（下請予定業者等からの聞き取り等により、下請見積書の記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが確認された場合。
		オ)	（下請見積書の記載価格について、過去の取引実績より今回取引価格が低額である場合において、その根拠が明確でない場合。
失格項目	細目	内容	
(4) 建設副産物の処理が適正でない場合	ア 建設副産物、建設発生土及び資材に関する運搬計画が適正でない場合	（ア）	過積載のおそれが認められる場合。
		（イ）	（下請見積書を提出した者が、運搬に関する必要な許可を受けていない場合。（当該許可は下請予定業者への見積依頼日以前のものに限る。）
		（ウ）	（運搬計画が工事現場周辺の地理的条件及び工事条件等に則していない場合。
		（エ）	（建設副産物、建設発生土の搬出先が適正でない場合。
	イ	上記アのほか、契約審査会が、建設副産物の処理が適正でない場合と認めた場合。	
(5) 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合	ア 法令違反がある場合	（ア）	適用を受ける関係法令に違反が認められる場合。
	イ 契約上の	（	総合評価落札方式において、提出された技術提案

合	基本事項違反等がある場合	ア)	書の記載内容を満足していることを確認できない場合。
		(イ)	適用を受ける契約上の基本事項に違反が認められる場合
	ウ 上記ア～イのほか、契約審査会が、法令違反や契約上の基本事項違反等があると認めた場合。		